

建設発生土の処理に関する基本方針【概要版】



背景・目的

1 資源としての建設発生土の有効利用

- 県発注の建設工事における建設発生土は直近3カ年平均で年間約190万 m^3 発生し、そのうち約135万 m^3 （現場内利用約45万 m^3 、工事間流用・中間処理等約90万 m^3 ）が有効利用されているが、その割合は約70%にとどまっている。
 - 最終処分場で処分されている約55万 m^3 は、新材購入量40万 m^3 を上回っている状況である。
- ⇒ 建設業における環境負荷低減と循環型社会の構築が必要

2 建設発生土に係る社会的要請

- 令和4年7月施行の「盛土条例」等に伴い受入費用の高騰や処理施設の減少が生じており、令和5年5月施行予定の「盛土規制法」では、建設発生土の適正な処理がより困難になることが懸念される。
- ⇒ 建設発生土の適正な処理を可能とする環境の整備が求められる

建設業における環境負荷低減と循環型社会の構築及び持続可能な社会資本の整備を実現

基本方針

「発生抑制(土を出さない)」「利活用促進(土を無駄にしない)」「適正処分(土を不適切に処分しない)」

を3つの柱とし、これに基づく取組を進めていくこととする

建設発生土の処理に関する基本方針

【発生抑制（土を出さない）】
建設発生土の発生を抑制する

- 発生抑制工法の採用
- 現場外への搬出を抑制
- 現場内利用の推進

【利活用促進（土を無駄にしない）】
建設発生土の利活用を促進する

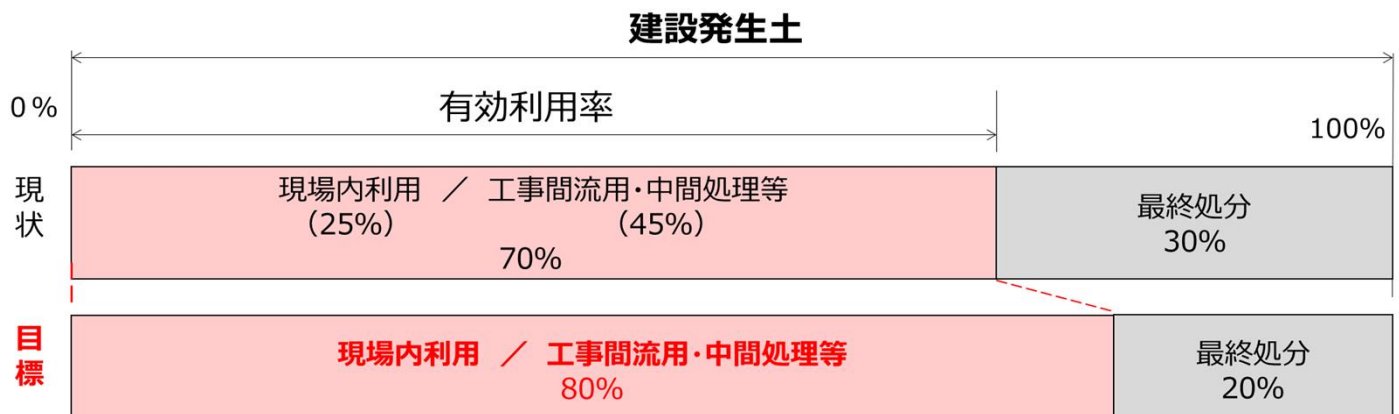
- 指定利用の徹底
- 他工事間での利活用拡大
- ストックヤードの活用
- 建設発生土の品質及び環境安全性確保
- 土質改良土の利用拡大

【適正処分（土を不適切に処分しない）】
建設発生土を適正に処分する

- 建設発生土処理施設情報の公表
- 民間処理施設の整備促進
- ICTの活用、DXの推進

目標

現状70%である静岡県の建設発生土有効利用率を令和9年度末までに80%とする



基本方針に基づく取組

発生抑制（土を出さない）

1 発生抑制工法の採用	① 掘削土量の低減が可能な工法の採用
	② 発生抑制に資する新技術・新工法の積極的活用
2 現場外への搬出を抑制	① 切土・盛土の均衡
3 現場内利用の推進	① 建設発生土の現場内利用の徹底

利活用促進（土を無駄にしない）

1 指定利用の徹底	① 適正な搬出先等を契約事項として明示
	② 適正な費用の計上
2 他工事間での利活用拡大	① マッチングシステム等を活用した情報共有
	② 民間事業者への技術的支援
3 スtockヤードの活用	① 官民連携によるストックヤードの整備・運営
	② 大規模事業との連携
4 建設発生土の品質及び環境安全性確保	① 発生土利用基準に基づいた品質管理の徹底
	② 環境基準の適合確認
5 土質改良土の利用拡大	① 土質改良土の品質基準・品質管理方法の見直し
	② 土質改良プラント認証制度の活用
	③ 土質改良土の利用拡大に資する新技術・新工法の積極的活用

適正処分（土を不適切に処分しない）

1 建設発生土処理施設情報の公表	① 民間残土処分場、ストックヤード、土質改良プラントの把握・公開
2 民間残土処理施設の整備促進	① 民間事業者による残土処理施設設置への技術的支援
3 ICTの活用、DXの推進	① ICTを活用した土砂運搬管理の適正化・効率化

建設発生土の処理に関する基本方針は、静岡県HPで御確認いただけます
<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kokyokoji/1040865/1054611.html>

【問い合わせ先】

・静岡県 交通基盤部 建設経済局 技術調査課 054-221-2131



QRコードでも閲覧できます